

働き方改革支援 ハンドブック

**働き方改革をきっかけに、
貴社の課題を解決しましょう!!**



全般的なお悩みは【相談窓口】へ (P2)

2020年2月改訂

厚生労働省
中小企業庁

働き方改革関連法について

2019年4月1日より順次施行される働き方改革関連法の主な内容は以下のとおりです。

時間外労働の上限規制

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～



[詳細はこちら](#)

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。（原則である月45時間を超えることができるのは、年6回までです。）

年5日の年次有給休暇の確実な取得

施行：2019年4月1日～



[詳細はこちら](#)

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者について、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

施行：2020年4月1日～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日～



[詳細はこちら](#)

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

割増賃金率の引き上げ

施行：2023年4月1日～

月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率を50%以上としていただく必要があります。（※大企業は既に施行されており、中小企業への適用は猶予されていましたが、2023年4月から猶予措置が廃止されます。）

相談窓口

■働き方改革や人手不足について、どうすべきか悩んでいませんか？

以下の窓口へ、お気軽にお越しください。
各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口①

よろず支援拠点

◎生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

◎経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。

【お問い合わせ先】

各都道府県よろず支援拠点

▶[中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点](#)



相談窓口②

働き方改革 推進支援センター

◎労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

◎様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。

【お問い合わせ先】

各都道府県働き方改革推進支援センター

▶[働き方改革推進支援センターのご案内](#)



相談窓口③

「労働時間相談・ 支援コーナー」 (労働基準監督署)

◎労働時間などに関するお問い合わせについて、お受けしています。

◎個別訪問による相談・支援も実施しています。

【お問い合わせ先】

各労働基準監督署

▶[都道府県労働局所在地一覧](#)



相談窓口④

ハローワーク

◎求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所

▶[都道府県労働局所在地一覧](#)



■最終ページでは、貴社の課題を自己診断できるポータルサイトもご紹介しています。

人手不足

■ 人手不足にどのように対応すべきか
悩んでいませんか？

中小企業の成功体験の事例です

支援策①

中小企業・
小規模事業者
人手不足対応
ガイドライン

◎ 人手不足に取り組む中小企業の好事例（多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等）を業種や企業規模ごとに整理しました。

▶ [中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要](#)



▶ [中小企業・小規模事業者のための人手不足対応100事例](#)



生産性向上 & 業務効率化

■生産性向上や業務効率化等に取り組みませんか？

補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します

支援策①

ものづくり・商業
・サービス補助金

- ◎ 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
＜2020年3月頃公募開始予定＞

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課

TEL：03-3501-1816

事業の詳細：中小企業庁ホームページ [▶中小企業対策関連予算](#)



支援策②

IT導入補助金

- ◎ 生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入を支援します。
＜2020年5月頃公募開始予定＞

【お問い合わせ先】

経済産業省 商務・サービスGサービス政策課

TEL：03-3580-3922

事業の詳細：中小企業庁ホームページ [▶中小企業対策関連予算](#)



支援策③

小規模事業者持続
化補助金

- ◎ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組を支援します。
＜2020年3・4月頃公募開始予定＞

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部小規模企業振興課

TEL：03-3501-2036

事業の詳細：中小企業庁ホームページ [▶中小企業対策関連予算](#)



支援策④

中小企業の投資を
後押しする大胆な
固定資産税の特例

- ◎ 生産性向上のための設備投資を支援します。
・ 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減（ゼロ～1/2）

【お問い合わせ先】

新たに導入する設備が所在する市区町村

（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）

[▶生産性向上特別措置法による支援](#)

- ・ 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制による特別償却または税額控除

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター

[▶中小企業税制パンフレット](#)



支援策⑤

人材確保等支援
助成金

- ◎ 金融機関と連携し、省力化のための装置など生産性向上に資する設備等の導入と、賃金アップを実施した企業を支援します。

【お問い合わせ先】

都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



支援策⑥

業務改善助成金

- ◎ 生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

▶ [雇用環境・均等部（室）所在地一覧](#)



支援策⑦

働き方改革推進
支援助成金（仮称）

- ◎ 出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。

※働き方改革推進支援助成金（仮称）については、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

▶ [雇用環境・均等部（室）所在地一覧](#)



参考

支援策⑤・⑦ 「雇用関係助成金」等の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶ [事業主の方のための雇用関係助成金](#)（支援策⑦は左記ページの「8. その他」に記載）



支援策⑥ 「業務改善助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援」をご覧ください。

▶ [業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援](#)



魅力ある 職場づくり & 社員育成

■ 魅力ある職場づくりや社員の育成に取り組みませんか？

助成金等で、人材の定着・育成を支援します

支援策①

両立支援等助成金

◎ 育児・介護休業の円滑な取得・職場復帰、女性活躍推進等により職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



支援策②

育児・介護支援 プラン導入支援事業

◎ 社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局（委託先）
TEL:03-5542-1740

▶ [「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を希望する事業主の方へ](#)



支援策③

65歳超雇用推進 助成金

◎ 66歳以上の継続雇用延長や65歳以上の年齢までの定年引上げ、高齢者向けの成果を重視する評価・報酬体系の構築などの雇用管理制度導入等を行う企業を支援します。

【お問い合わせ先】

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部
高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）

▶ [独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部](#)



支援策④

人材確保等支援 助成金（再掲）

◎ 雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備及び働き方改革に取り組むための人材確保等により、雇用管理改善に取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



（※）2017年度までは職場定着支援助成金として実施

支援策⑤

キャリアアップ助成金

- ◎ 非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



支援策⑥

産業保健関係助成金

- ◎ 社員の健康づくりのための取組を支援します。

【お問い合わせ先】

(独) 労働者健康安全機構

▶ [独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金](#)



支援策⑦

人材開発支援助成金

- ◎ 人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧](#)



その他

▶ [人手不足・人材確保に関するお問い合わせは【ハローワーク】まで](#)

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会 や就職面接会などを実施しています。

都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所（ハローワーク）

▶ [都道府県労働局所在地一覧](#)



▶ [中小企業の人材育成に関するお問い合わせは](#)

[【生産性向上人材育成支援センター】まで](#)

人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター

▶ [独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター](#)



その他

- ◎人手不足対策、生産性向上等には「テレワーク」の活用が効果的です。
総務省、厚生労働省では、テレワークの導入を検討する企業向けの相談窓口の設置、アドバイスや具体的な事例の紹介等を行っています。

▶ 相談窓口：テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークの導入に関するさまざまな相談に無償で対応するとともに、テレワーク導入・活用の専門家を3回まで無償で派遣します。また、時間外労働等改善助成金（テレワークコース）に関するご相談・申請も受け付けています。

[▶テレワーク相談センター](#)



▶ 導入支援：テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークを導入しようとする企業等に、専門家を個別派遣しICT導入や労務管理等に関するアドバイスを無償で実施します。

[▶テレワークマネージャー派遣事業のお知らせ](#)



※その他のテレワーク関連施策はこちらをご覧ください。

・総務省テレワークの推進

「業種」「企業規模（従業員数）」ごとにテレワーク先進企業の具体的な事例を交えつつ紹介する「働き改革のためのテレワーク導入モデル」などを公開しています。

[▶テレワークの推進](#)



・厚生労働省テレワーク普及促進関連事業

テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインや中小企業向け助成金、テレワークセミナーや表彰に関する情報を掲載しています。

[▶テレワーク普及促進関連事業](#)



参考

支援策①・③・④・⑤・⑦

「雇用関係助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

[▶事業主の方のための雇用関係助成金](#)



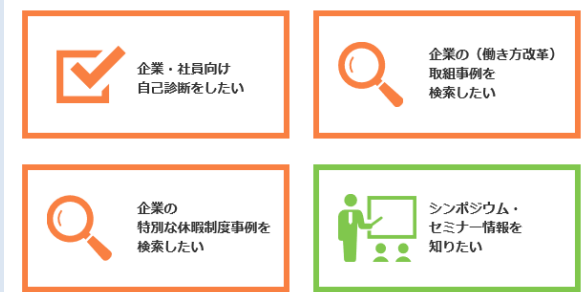
貴社の課題や改善策の発見のために！

自己診断ツールもご活用ください

働き方・休み方改善ポータルサイト

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。

企業の取組事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載していますので、貴社の「働き方改革」にご活用ください。



働き方・休み方

検索

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

最低賃金特設サイト

「最低賃金特設サイト」では、①最低賃金制度の概要、②現在適用されている全国の地域別最低賃金額や特定（産業別）最低賃金額等の確認、③web上でご自身の就労地域や支払われている賃金額等に関する設問に答えていくことで、支払われている賃金額と最低賃金額の比較などが行えますのでご活用ください。

最低賃金制度

検索

<https://pc.saiteichingin.info/>

事業場のための労務管理・労務監査支援ツールサイト
スタートアップ労働条件 36協定届作成支援ツールで
 そのまま使える36協定届を作りませんか？



事業場のための労務管理・労務監査支援ツールサイト
スタートアップ労働条件 就業規則作成支援ツールで
 そのまま使える就業規則を作りませんか？



36協定届等作成支援ツール (36協定届)

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定届が必要です。36協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

就業規則作成支援ツール

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。

スタートアップ労働条件



スマートフォン
タブレットでも



労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。
<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書



自社の状況が改正法の内容に沿ったものか点検することができます。ぜひご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581861.pdf>



同一労働同一賃金

検索

閲覧用ファイル 印刷用ファイル